

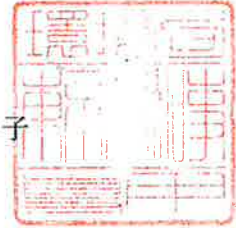
汚染土壌処理業許可証

住所 大田区城南島三丁目2番8号
 氏名又は名称 S. P. E. C. 株式会社
 代表取締役 深江 伯史

**赤印ないものは無効
再コピー禁止**

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 小池 百合子



許可の年月日	令和4年5月22日
許可の有効期限	令和9年5月21日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	エコレ城南島
汚染土壌処理施設の設置の場所	大田区城南島三丁目2番8号
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理）） 浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着）） 浄化等処理施設（不溶化） 分別等処理施設（異物除去） 分別等処理施設（含水率調整）
汚染土壌処理施設の処理能力	浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））20t/h・30t/h、1200 t/日（24時間） 浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））40t/h、960t/日（24時間） 浄化等処理施設（不溶化）148 t/h、3560 t/日（24時間） 分別等処理施設（異物除去）80 t/h、1920 t/日（24時間） 分別等処理施設（含水率調整）148 t/h、3560 t/日（24時間）
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	1. 受け入れられる特定有害物質 ・浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理）） 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（PCBを除く） ・浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着）） 第一種特定有害物質 ・浄化等処理施設（不溶化） 第二種特定有害物質 ・分別等処理施設（異物除去及び含水率調整） 第一種特定有害物質、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（PCBを除く） 2. 受け入れられる特定有害物質の汚染状況 濃度の上限はなしとする。
変更の内容	